

気候変動、グリーンファイナンス、持続可能な開発目標に関する2017年ドイツハンブルクG20サミットの意味

マーク・エルダー、田村堅太郎、森尚樹、
エリック・ザスマン、吉田哲郎
公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)

1. はじめに

このブリーフィングノートは、2017年7月7～8日にドイツのハンブルグで開催された主要20カ国・地域首脳会議(G20サミット)が気候変動、グリーンファイナンス、持続可能な発展目標(SDGs)に関してどのような意味あいがあったのかについて検討するものである。世界主要国の気候変動と持続可能な発展に関する新しい時代の協力は2016年9月4日から5日にかけて杭州で開催されたG20サミットから始まったといえるであろう。なぜなら、2016年の杭州サミットは2015年に締結されたSDGと気候変動に関する協定に続いて行われたからである。米国と中国はサミット前日のパリ協定の合意を共同で発表するとともに、SDGsに関して各国の実施計画の簡潔な記述を含む「行動計画」を作成した。ハンブルグサミットではそのような具体的な措置はほとんどみあたらないが全体的な見立てとしては概ね前向きなものであった。

2017年G20ハンブルグサミットでは、新大統領を選出した米国がパリ協定を撤回する意思を表明し、SDGsに関して主要な政策声明を出さなかったこともあり、必ずしも好意的なものではなかった。また、米国新政権が気候変動対策に関する国別目標(NDC)を変更するか、パリ協定を修正するための具体的な提案を行うか、SDGsの実施に反対するための具体的な措置を講じるかといった政策については不明な点が多くあった。

気候変動に関して最終的な前向きなメッセージとしては、米国を除いてすべての国がパリ協定とSDGsの実施に対する強い支持を維持したことである。首脳宣言は、米国がパリ協定から脱退し、化石燃料をよりクリーンかつ効率的に使用する米国の意向に「留意する」としたが、同時に、19カ国はパリ協定が「不可逆的」なものであると述べた。加えて、19カ国は米国が同意しなかった「G20ハンブルグ成長のための気候変動とエネルギー行動計画」について合意した。

SDGsに関して、米国は新しい開発アジェンダを実行するコミットメントに反対しなかった。サミットは、G20のSDGs行動計画を「再確認」および「更新」する文書(ハンブルグ・アップデート)を発行した。SDGsに関する昨年G20の行動計画に類似した個別の国別報告は含まれておらず、米国はこれまでに合意されていた共同行動計画を見直し中であるという脚注を付している。環境に関する3つの主要なイニシアチブとしては、G20海洋廃棄物行動計画、野生動物と野生動物製品の違法貿易に関連する汚職と戦うためのハイレベル原則、資源効率化対話の確立が首脳宣言の附属書として発行された。

ハンブルグサミットの全体的な方向性は概ね前向きなものとして捉えられるが、依然として大きな欠点があり、そのいくつかは昨年の杭州サミットと類似している。第1に、気候変動やSDGsのいずれにも資金供与に関するコミットメントはなかった。第2に、GDP以外の経済繁栄を実現する代替方策についての議論はなく、サミット全体の焦点は依然として伝統的な経済成長と資金的側面であった。経済成

長をより包括的なものとする必要性に重点が置かれていたが、経済活動をより環境的に持続可能なものにする必要性についての議論は少なかった。「持続可能な」と「均衡のとれた」という言葉はしばしば使われていたが、これらの言葉が各国においてどの程度環境の持続可能性を含むとして解釈されているのか、あるいは、持続可能性の3つの要素がバランスのとれたものとなっているのかは明確ではない。例えば、「G20ハンブルク成長のための気候変動とエネルギー行動計画」は、G20が協力すべき優先度の高い事項として経済成長を強調している。第3に、首脳宣言とともにサミットの主要成果文書であるハンブルク行動計画は気候変動やSDGsを強調しておらず、伝統的な経済成長の問題に重点を置いている。このように、G20は依然として主要な組織理念として持続可能な発展を一貫して採りあげていない。最後に、全体として環境問題の議論は気候変動、海洋廃棄物、野生生物の不法取引、そして資源効率に限られているといえる。

全般的に、G20は開発に関するコミットメントの進捗状況を監視することによって説明責任を強化するための努力を続けていくことが奨励されている。G20開発ワーキンググループ(DWG)は、開発コミットメントに関するハンブルグ年次進捗報告書を作成した。これはサミットの成果文書の1つとして発行され、また、ドイツ連邦経済協力開発省によって発表された。報告書がDWGの31のコミットメントのうち、「3つは完了したと考えられ、28は軌道に乗っている」と述べていることは前向きに評価できる。しかし、同報告書は環境および社会の持続可能性の分野におけるG20の行動について、「注目に値するが、意図した野心を実現するには十分ではないようだ」と結論づけている。

以降、このブリーフィングノートでは気候変動、グリーンファイナンス、およびSDGsに関するG20サミットの意味付けについてより詳細に検討する。

2. 気候変動

2.1. 全体評価

米国がパリ協定から離脱する決意を表明してから最初の主要経済大国間での会議であるドイツハンブルクで開催されたG20サミットは高い関心を集めた。良いニュースは、米国を除くG19首脳が気候変動問題に関する一般的な連帯を維持し、特にパリ協定へのコミットメントを再確認したことだ。さらに、自らのエネルギーシステムをパリ協定と整合性のあるものへと変革させるために協力していくことに合意した。この点はパリ協定の原文を超えるものである。しかしながら、より具体的な行動については、ほとんどコミットメントも合意もされなかった。また、パリ条約の撤回を決定した後の具体的な次のステップも米政権から示されたとは言いがたい。全体として、米国以外の19カ国首脳の指導者は、パリで合意した内容を再確認しただけでなく、追加的な要素についても合意したが、具体的な措置や行動を欠くものであった。

2.2. 米国の孤立が際立ち、機運は強化された

G20首脳宣言において、気候変動に対する米国の孤立した姿勢が浮き彫りになった一方で、米国以外の首脳はパリ協定が「不可逆である」ことに合意した。また、G19首脳は「G20ハンブルク成長のための気候変動とエネルギー行動計画」にも合意した¹。サミット前には、化石燃料に依存するいくつかのG20メンバー国が米国に近い立場を取り、パリ協定への支持を弱める可能性が指摘されていた²。最終的な結果は、メルケル・ドイツ首相の外交リーダーシップの手腕を賞賛するに値するものであろう。

全体として、G19首脳はパリで合意した内容、特に現在および将来の国別目標(NDC)の実施、2020年までの長期温室効果ガス低排出発展戦略の策定と提出、および気候ファイナンスとして先進国が年間1000億ドルを官民あわせて動員することへのコミットメントについて再確認した。G19首脳は、「G20ハンブルク成長のための気候変動とエネルギー行動計画」を採択することにより、パリ協定の全体的機運の強化に貢献した。同行動計画は、パリ協定の長期気温目標に言及すると共に、協定実施に向けたさまざまな行動を明記している。

さらに、G19首脳はパリ協定に明記されていること以上の行動へのコミットメントを示した。特に、彼らのエネルギーシステムをパリ協定と整合性のあるものへと変革させるために共同で取り組むことに合意した。また、非効率な化石燃料の補助金の合理化と段階的廃止といったイニシアチブについても引き続き取り組んでいくことに合意した。こうした大枠の合意はパリ協定に沿った方向性を示しているが、具体性に欠けるものであった。

2.3. 米国連邦政府のアクションは停滞するが州や市がリーダーシップを発揮

米国はパリ合意に合意することを拒否し伝統的な外交慣習から逸脱する形で、本文の中で米国の反対意見が別途述べられた。さらに、米国の気候変動政策の方向性は完全には明確なものでなかった。オバマ政権が約束した「現時点での国別約束(NDC)の実施を直ちに停止する」と明言する一方で、米国は「経済成長を支え、エネルギー安全保障のニーズを改善しながら排出量を削減するアプローチへの強いコミットメントを確約する」と明言しており、将来的にはより積極的なアプローチの可能性を示唆しているようにも見える。6月の演説でトランプ大統領は、米国は「パリ気候協定から脱退するが、米国に公正な条件でパリ合意または全く新しい取引に向けた再交渉を開始する」と述べた³。その時点では、彼の真意は不明であり具体的な提案もなかった。楽観的な解釈によれば、G20首脳宣言の「現時点での」(国別約束)という文言は、トランプ政権が現行の排出削減誓約を見直すことで、

¹ G20 Climate and Energy Action Plan for Growth.

https://www.g20.org/Content/DE/Anlagen/G7_G20/2017-g20-climate-and-energy-en.pdf?blob=publicationFile&v=5

² Lisa Friedman, "Trump May Find Some Allies on Climate Change at G-20 Meeting," *New York Times*, 5 July 2017.

<https://www.nytimes.com/2017/07/05/climate/g20-climate-change-paris-accord-trump-merkel-germany.html>

³ Statement by President Trump on the Paris Climate Accord.

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/06/01/statement-president-trump-paris-climate-accord>

新たな「公平な」条件の下米国がパリ協定に留まる、との発表を行うことを示唆するというものである⁴。

しかし、トランプ政権が国別目標の見直しのための具体的行動をとっているようには見えない。仮に米国が新しい排出量削減誓約を発表したとしても、最近の政権の動向を見るにそれはあまり期待できるものではない。例えば、スコット・プルーイト環境保護庁(EPA)長官は、炭素排出が人々の健康に及ぼす危険性の認定(endangerment finding)がEPAに対して炭素排出規制の権限を与えることに疑問を呈している⁵。また、前オバマ政権下でのGHG排出量削減は「革新と技術によるもの」であり、政府の規制によるものではなかったと発言している⁶。他方、政権の2018年予算教書では、エネルギー省のエネルギー研究プログラムから31億ドル(昨年比18%)が削減されている。こうした動きを鑑みるに、米国政府が近い将来、GHG排出の実質的な削減目標を設定することは考えにくい。

とはいえ、米国では興味深い動きが非国家主体から広がっている。IGESの調査によれば、全米50州のうち、米国全体のGHG排出の22%、GDPの40%を占める16州がアメリカのパリ条約離脱決定に反対している⁷。米国GDPの5分の1以上を占めるニューヨーク州、カリフォルニア州、ワシントン州の三州は米国気候同盟(US Climate Alliance)を結成し、2005年比で26~28%の排出量削減を謳った米国の目標とクリーンパワープラン(Federal Clean Power Plan)の目標値、もしくはそれ以上を達成することを誓約している⁸。さらに、ジェリー・ブラウン・カリフォルニア州知事は、2018年9月に世界規模の気候行動サミットをサンフランシスコで開催することを発表した⁹。また、超党派からなる全米市長会議(USCM)も声明を出し、「国レベルで起こっていることに関わらず、市長たちは地球温暖化の影響を緩和するためにGHG排出を減らすことを改めて固く約束する」と述べた¹⁰。

2.4. 新たな機会への視点

さらに、米国を含む全てのG20加盟国が持続可能なエネルギー源とクリーン・エネルギー分野の技術とインフラへの投資を増やすことが技術革新、持続可能な開発、競争力強化、雇用創出に繋がるといった点で合意したことも特筆すべきである。こうした見解は、パリ協定から米国が離脱することを表明したトランプ大統領の声明とは相容れないものではある。脱炭素への転換によって生み出される、新規で大規模なビジネスの可能性は、アメリカ政府を気候変動に対するより実質的な行動へと促す一つの方法となりうるだろう。

⁴ See, for example, Andrew Restuccia, "U.S., Other G-20 Nations Near Compromise on Climate," *Politico*, 6 June, 2017. <http://www.politico.com/story/2017/07/06/g20-nears-climate-agreement-240281>

⁵ Niina Heikkinen, "Pruitt: Courts didn't give EPA 'tools' for carbon" *E&E News*.2017年6月28日. <https://www.eenews.net/climatewire/2017/06/28/stories/1060056684>

⁶ Statement by President Trump on the Paris Climate Accord <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/06/01/statement-president-trump-paris-climate-accord>

⁷ IGES 気候変動とエネルギー領域 (2017) Reactions to the US decision to withdraw from the Paris Agreement. http://www.iges.or.jp/en/climate/us_withdraw_paris.html

⁸ See the website of the US Climate Alliance at <https://www.usclimatealliance.org/>.

⁹ Lisa Friedman, "Jerry Brown Announces a Climate Summit Meeting in California," *New York Times*, 6 July, 2017. https://www.nytimes.com/2017/07/06/climate/jerry-brown-california-climate-summit.html?_r=0

¹⁰ http://legacy.usmayors.org/resolutions/85th_Conference/proposedcommittee.asp?committee=Environment

3. グリーン&気候ファイナンス

3.1. 全体評価

グリーン&気候ファイナンスに関して2017年G20首脳サミットで明確に触れているのは、承認された文書の中では「ハンブルク・アップデート: 持続的開発のための2030アジェンダに関するG20行動計画に向けて」においてである。そこでは民間資源を低炭素や気候強靭性を高める開発に動員することを奨励し、また、グリーンファイナンスや民間のグリーン投資における制度や市場における障害を明らかにしこれを克服すべき支援を行うことを共同して取り組むと言及している。この内容は、昨年中国でのG20首脳共同声明に比べるとやや一般的である。

加えて、気候変動に関連する財務情報開示に関する最終報告書が事前にG20に提出され、国際的に主導的立場にある投資家や金融機関が同報告書の内容を支持する意向を示していたが、G20のメッセージは期待していたものより弱いものであった。

米国トランプ大統領が気候変動や環境保全に対して積極的ではないことが、G20におけるグリーン&気候ファイナンスの議論にどの程度影響を及ぼしたのかに明らかにすることは難しい。

しかし、G20作業グループが作成した書類のひとつである「グリーンファイナンス・スタディグループ2017統合報告書」では、昨年のG20以降、G20の多くの国がグリーンファイナンスに取り組み進捗していることが示されている。

3.2. 米国とグリーン・気候ファイナンス

今年3月15日、米国新政権は環境保護庁の2018年連邦政府予算を約30%(26億ドル)削減する計画を発表。他の連邦政府機関の予算削減のなかで断然大きなものである。これは米国国内の問題ではあるが、環境分野において公的関与を減らしていくという考え方は米国が行う国際支援にも適用されうる。二国間開発支援をおこなう米国援助開発庁の2018年度連邦政府予算も削減される予定であり、開発途上国における環境支援活動への悪影響がありうる。

これに加え、気候変動対策の国際貢献に関する2018年連邦政府予算15億9千万ドルの削減も提案された。この中には、グリーン気候基金、気候投資ファンド、気候変動グローバルイニシアティブへの拠出金が含まれる。この削減額は、2015年における米国の開発途上国における気候変動対策支援金額が26億ドルであったことから見て、かなり大きなものであるといえる。

より大きな潜在的リスクは、米国が国際的な気候変動対策への資金提供を行わなくなることによる他

の援助国への影響である。これまで米国の貢献額は他の援助国にとって参照されてきた。主たる不透明性としては、特に移民対策のような他の資金ニーズが高まっているなかで、他の援助国も米国と同様に気候変動対策資金を減らすのか、あるいは以前よりコミットしているレベルを維持するのかという点である。

このような米国の動きは、気候変動緩和策や適応策を含む環境的持続可能な開発に寄与するグリーンファイナンスの拡大においてネガティブな影響を及ぼしかねない。

3.3. 進展するグリーンファイナンス

昨年中国で開催されたG20サミットでは、グリーンファイナンスについて議論が行われこれを拡大していくことが合意された。そしてコミュニケの中でグリーンファイナンス拡大にむけて7つの選択肢が提言された。その中では、より明確な戦略的で政策的なシグナルや枠組みを提示すること、国内のグリーンボンド市場の開発を支援すること、環境や財務リスクに関する知見を高めることなどが含まれている。しかしながら、今回のG20首脳共同声明において合意されたハンブルグ行動計画のなかでは、グリーンファイナンス統合報告書2017年において環境リスク分析を奨励し環境情報を改善していくことが記載されているにとどまっている。同レポートに対するG20としての反応や具体的な行動については言及していない。

一方で、現場レベルにおいてグリーンファイナンスは確実に進捗している。グリーンファイナンス・スタディグループ2017統合報告書によると、昨年のG20 共同声明で提案された7つの自主的選択肢毎に、G20各国が具体的にどのような対応を行ってきたかを記載している。事例としては以下のとおりである。

インドネシア; 金融当局はグリーンボンド発行に向けた枠組みと規則づくりを進めることを2017年2月に発表。

日本; 環境省がグリーンボンドガイドラインを2017年3月発行。

ブラジル; 中央銀行が環境リスクを含む統合リスク管理に関する規則を2017年2月に発表。

イギリス; グリーン投資銀行が対象プロジェクトのグリーン効果の定量化に関する報告書を2016年11月に初めて発刊。

3.4. やや弱めであった気候関連財務情報開示に対するメッセージ

昨年のG20においてグリーンファイナンス拡大に向けての課題も明らかにされた。情報の非対称性、

すなわち企業による環境に関連する情報の不足によって、投資家がリスクと機会を十分評価することが難しいものとしていること、が課題のひとつとして挙げられている。

この観点から、主要先進国の金融当局で構成される金融安定理事会(FSB)のもとで設立された「気候変動に関連する財務情報開示タスクフォース(TCFD)」が今年6月にまとめた報告書は非常に大きな一歩といえる。この最終報告書は事前に今回のG20に提出された。

同報告書では、企業が気候変動によるリスクや機会が財務に与える情報を、金融機関、投資家、その他関係者に対して自主的で一貫性があり比較可能で信頼性が高く明確に開示することを提言している。そしてFSBはTCFDが2018年9月までこの提言の実施を支援しモニターしていく業務を継続することを指示した。今年4月、世界経済フォーラムの参加者のなかで総額4.9兆ドルの資産を有する世界のリーディング企業のトップが、G20メンバー国に対してTCFDの提言を受け入れ実施することを求めた経緯がある。

しかし、今回のG20のハンブルク行動計画では、TCFDの提言は企業にとって重大なリスクを念頭において気候変動に関連する財務リスクを自主的に情報開示するものである旨記載されているのみである。提言に対するG20としての反応には言及されていない。ある報道によると、TCFDのメンバーの一人は「G20の首脳らはTCFDからのボールをとり損ねて気候変動に関するルール作りに失敗した」と語ったという。

「気候変動に関する機会」についての情報開示はグリーンファイナンスを直接的に高めうるという点を念頭に置くべきである。例えば、気候ボンドイニシアティブは2016年に発行されたグリーンボンドにおいて投資されたプロジェクトのセクター分類を行い、次の結果を発表している。(1)エネルギー38%、(2)建築及び工業18%、(3)交通16%、(4)水14%、(5)気候変動適応6%他。このことは、グリーンボンドは気候変動の緩和策や適応策につながるプロジェクト投資をほとんどカバーしていることを示している。「気候変動に関する機会」情報開示は、グリーンボンドを発行したいと考える発行体が気候変動対策関連プロジェクトの案件形成を行ううえで有益となる。

4. G20 における SDGs

4.1. 全体評価

昨年、中国でのG20で大きく取り上げられたSDGsについては、気候変動に比べるとほとんど報道されなかったものの、ハンブルクサミットでも重要な関心事であった。一つの前向きなシグナルは、米国が

SDGsについては気候変動のように積極的に合意を阻止しなかったことであり、昨年合意された持続可能な開発のための2030アジェンダに関するG20行動計画（以下、2030A行動計画）へのコミットメントを今回のG20で更新したことである。今回のG20ではさらに、SDGsの実進を進めるためのやや控えめな段階を踏んだ。

その上、本ブリーフィングノート序文に記されているように、海洋ごみ、野生生物の違法取引、資源効率に関する3つの主要なイニシアチブが、首脳宣言の附属書として発行された。しかし、多くの主要な成果文書のテキストを見直すと、G20におけるSDGsの環境側面に関する議論は限られており、また、SDGsの環境と他の側面との統合に関する議論はほとんどない。

本節では、G20がSDGsの環境側面を強調すべきであり、SDGsの経済および社会側面の達成は、三側面が横断的に、また、三側面の内部でさらに統合されることで強化されるものであることを主張したい。

4.2. 杭州とハンブルクにおけるSDGsの扱いに関する比較

今年のSDGsに関するG20の進展を理解するためには、昨年の杭州におけるG20会合での、いくつかの主要な成果を振り返ることが役に立つ。杭州会合での一つの顕著な成果として、いくつかの「持続可能な開発セクター」(SDS)とそれらの行動を支援するための関連する横断的要素(例えば、実施手段)の実施について、G20各国が合意した様々な協調行動を列挙する2030A行動計画がある。2030A行動計画は、SDGsに関して「将来のG20議長国の下ですべての参加団体との間で、組織化され、継続的で、時宜を得た対話と知識交換」を提供する開発作業部会(DWG)を創設した。さらに2030A行動計画では、SDGsを実施するためのG20各国による制度の整備状況と優先行動をまとめた附属書が含まれた。要するに、杭州会合は、世界の主要経済国の中でSDGsに関するより多くの協働のための道を開きうる、網羅的かつ簡潔な行動計画で締め括られたのである。重要なことに、この文書は、最近合意された2030アジェンダについて、先進国と途上国による行動の意志を示すものでもあった。

前回の杭州でのG20サミットと比べ、ハンブルクサミットでは良いニュースと悪いニュースの両方をもたらした。良いニュースとは、今年のハンブルク会合での主要三テーマの一つが、「持続可能性の改善」であったことである。このテーマにおいて、各国は「ハンブルク・アップデート：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と呼ばれる2030A行動計画のフォローアップに関する文書に合意した。ハンブルク・アップデートには、SDGsの行動に対するG20の支援を強化するためのいくつかのステップが含まれている。例えば、「我々のアプローチの継続的な改善を確保し、世界中の他の国々との経験や教訓の共有が可能となるよう」、各国は自発的な相互評価メカニズムを構築することに同意した。このメカニズムは、現在の自主的な国家レビュー(VNR)よりも定期的な間隔で実施され、相互に説明責任を高める可能性を有する。さらに、各国は二つのG20会合の間に、SDGsの作業について議論するため

の都市に関するワークショップに参加した。最後に、ハンブルク・アップデートでは、SDGsに関するいくつかの新しい協調行動が記述され、前年に採択された2030A行動計画で述べられた行動に関する進捗報告が示された。

しかしハンブルク・アップデートの全般的に前向きな方向性にもかかわらず、SDGsの環境側面の範囲が限られていることは、懸念事項の一つと言える。ハンブルク・アップデートに掲載された27の協調行動のうち、3つのみが直接的に環境問題を取り扱っている(わずか10%を上回る程度)。これらには、1)農業における持続不可能な水の使用を抑制する、2)海洋汚染を減らす、3)持続可能な消費と生産を促進する、という行動が含まれる。さらに、2030A行動計画では「環境」という用語への言及が11回あったのに比べ、ハンブルク・アップデートでは1回しか言及がない。新しい協調行動のほとんどは、経済(特に、働き甲斐のある人間らしい仕事と経済成長に関するSDG8)とガバナンス(主にパートナーシップと実施手段に関するSDG17)に関するものである。

4.3. これまでのところの結論と今後の方向

ハンブルク・アップデートにおいて、SDGsの環境側面の議論が限定的である理由は明確ではない。一つの可能性は、米国が環境に関する用語を除外しようとしたことである。しかしハンブルク・アップデートを詳細に見ると、脚注において米国は「以前のリーダーシップのもとで支持された協調行動についてはまだ見直し中である」ことを示唆している。これは、トランプ政権がG20会合の他の事項ほどにはSDGsに積極的に関与してこなかったことを意味しているのかもしれない。より可能性が高いのは、SDGsでカバーされる環境側面の多くが、先に述べた、G20ハンブルク成長のための気候及びエネルギー行動計画、G20海洋ごみ行動計画、およびG20資源効率性対話など、他の主要な成果文書で見つけられるということである。これらの政策分野ごとの個別成果の発展は大いに歓迎される。しかしながら全体的に、持続可能性の環境側面は様々なG20成果文書を通してより深く統合できたのではない。

したがって、このブリーフィングノートでは、SDGsの環境、社会、経済およびガバナンスの要素を結びつけるためのより大きな努力が必要であることを推奨する。よく理解されているように、SDGsは互いに強化しあうものと矛盾するものが相互に関連している。しばしば、環境に関するゴールとターゲットは、他の社会・経済的目的を達成するための重要な手段となる。したがって、SDGsはより統合された手法によって実施されることで、より平易にかつ費用対効果が高く達成できる可能性があり、協調行動を展開する際には、G20がこの統合的な手法をリードすべきことを推奨する。同様に、気候変動は一つのゴール(SDG13)であると同時に、他のSDGsにも関連する。SDGsは、気候変動と他の開発分野との相互作用を活用した政策とプログラムを構築するための基礎として、これらの相互作用をより厳密に評価するための機会を創出する。いくつかの国では既に、これらの相互作用を気候変動対策にかかる国別目標(NDC)で明確に示し始めている。ハンブルクでの気候変動に関する議論の結果を踏まえると、少なくとも19カ国が政策と実践において気候と他のSDGsとの統合を強化することを建設的

に考える十分な余地がある。将来このような統合を促進するため、G20において環境大臣会合を開催していくことを検討すべきである。

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)

戦略マネジメントオフィス(SMO)

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11

Tel: 046-855-3700 Fax: 046-855-3709

E-mail: smo-info@iges.or.jp

www.iges.or.jp

この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGES の見解を述べたものではありません。

©2017 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.